

令和5年第3回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和5年6月1日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和5年6月1日

~~~~~  
4. 出席議員（13名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 藤本健太  | 2番 世良将生   |
| 3番 水原耕一  | 4番 福垣内邦治  |
| 5番 光本一也  | 6番 中島数宜   |
| 7番 尺田耕平  | 8番 竹爪憲吾   |
| 9番 沖田ゆかり | 10番 片川学   |
| 12番 荒瀧穂積 | 13番 大瀬戸宏樹 |
| 14番 時光良造 |           |

~~~~~  
5. 欠席議員（1名）

11番 民法正則

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について（報告）

|         |       |
|---------|-------|
| 副町長     | 岩田秀次  |
| 教育長     | 平岡弘資  |
| 総務部長    | 西村隆雄  |
| 住民生活部長  | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長  | 時光良弘  |
| 教育部長    | 隼田雅治  |
| 総務部次長   | 西岡隆司  |
| 健康福祉部次長 | 西村ゆり  |

|         |       |
|---------|-------|
| 教育部次長   | 立花太郎  |
| 財務課長    | 多久見良数 |
| 政策企画課長  | 須賀雅彦  |
| 産業観光課長  | 近藤光宏  |
| 生活環境課長  | 熊野孝則  |
| 高齢者支援課長 | 井原志保里 |
| 子育て支援課長 | 佛圓至裕  |

【建設農林部】

(2) 宅地造成等規制法の改正について（報告）

|         |       |
|---------|-------|
| 副町長     | 岩田秀次  |
| 教育長     | 平岡弘資  |
| 建設農林部長  | 堂森憲治  |
| 総務部長    | 西村隆雄  |
| 建設農林部次長 | 宗像雅充  |
| 総務部次長   | 西岡隆司  |
| 都市整備課長  | 渡部貴幸  |
| 財務課長    | 多久見良数 |
| 建設課主幹   | 大後戸勝  |

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 榎並正和 |
|--------|------|

8. 案件

【総務部】

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について（報告）

【建設農林部】

(2) 宅地造成等規制法の改正について（報告）

【議会】

(3) その他

## 9. 議事の内容

(開会 9 時 27 分)

○議会事務局長（榎並） おはようございます。

本日、民法議員さんの欠席の御連絡をいただきましたので、お知らせいたします。

進行をよろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日は御多忙中の中、全員協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の全員協議会では、執行部から報告案件 2 件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

それでは、皆様からの様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

協議会の開会に当たりまして、副町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

それでは、岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭、私のほうから 1 点。先月開催をされました G 7 広島サミットにおける本町の取組、それから参加事業等について、ちょっと御報告をさせていただきたいというふうに考えます。

まず、3 月 29 日になりますが、筆の里工房におきまして、サミット参加国の高校生 8 人が参加をし、G 7 サミットジュニア会議が開催されております。熊野高校生との交流では、筆パフォーマンス、書道体験などを行いました。

5 月 19 日、おりづるタワーに展示体験ブースを設置し、各国首脳配偶者・パートナーの方々へ、熊野筆及び筆で描かれた文字、文化などを説明させていただき、実際に筆を手にとられ、書道体験もしていただいたというような状況でございます。

5 月 20 日、旧広島市民球場跡地であります「ひろしまゲートパーク」において、熊野中学、それから熊野東中学の書道部がパフォーマンスを披露させていただいておりま

す。

その他でございますが、G7広島サミット県民会議主催歓迎レセプションへの町長の参加。それから、国際メディアセンターにおいてPR展示ブースを設置して、国内外の方々に熊野筆の魅力を発信することができました。また、町内においてですが、図書館におきましてG7関連図書の展示、オリジナルガーデンピックの設置、県内高校生の取組を伝えるパネルの展示等を行っております。

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、今後、インバウンド客が増加の見込みがされる中、本町としてもPRの機会になったものというふうに考えてございます。

それでは、本日でございますが、2件の報告をさせていただきます。

1件目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、これまでの事業実績と、本定例会のほうに提出させていただく予定としております令和5年度補正事業の概要を説明させていただきます。

2件目でございますが、宅地造成等規制法の改正について御報告をさせていただきます。宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法、通常盛土規制法とされているようですが、改正されたことに伴いまして、その概要と審査事務等の権限移譲について御報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては諸施策への御理解、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、早速、協議に移ります。

報告案件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、御説明を申し上げます。

資料1をお願いいたします。この資料は、令和2年度に国が制度を構築してから令和4年度までの間に、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各年度の予算配分状況と、この交付金を活用して実施してまいりました活用事業の

状況、及び令和5年度実施予定の活用事業をお示しする資料でございます。

まず、「1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金配分状況」についてです。これは、令和2年度から5年度におきまして、国から本町へ交付または交付予定の交付金の配分状況と、これを町において各年度に予算配分した状況を掲載しております。

表の一番左側ですが、国からの交付金の配分は、令和2年度、5億3,049万4,000円、令和3年度、1億5,805万6,000円、令和4年度、1億7,887万4,000円、令和5年度は、国から示された交付限度額に基づく配分予定額となりますけれども、1億3,581万2,000円で、4か年の合計は10億323万6,000円となっております。

令和2年度町の予算配分ですが、国から配分された5億3,049万4,000円のうち、2億6,977万4,000円を予算配分し執行しております。令和3年度では、令和2年度分から繰り越された残り2億6,072万円と、令和3年度に国から配分された1億5,805万6,000円のうち、2,895万9,000円を合計した2億8,967万9,000円を予算配分し執行いたしております。令和4年度は、令和3年度分から繰り越された残り1億2,909万7,000円と、令和4年度に国から配分された1億7,887万4,000円を合計した3億797万1,000円を予算配分し執行しております。令和5年度につきましては、今のところ1億3,581万2,000円が国から配分される予定となっております、これを財源として事業を執行する予定としております。

続きまして、「2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業（令和2年度から令和4年度）」についてです。お手元に配付してありますA3判横の別添資料を御覧いただきたいと思います。

まず、資料の左側、「I、令和2年度」についてです。令和2年度は、表の左上、No.1の「感染症拡大防止緊急対策事業」から、表の右下、No.39「新型コロナウイルス感染症対応確定申告事業」までの39事業を実施しており、総事業費2億9,736万円に対して、交付金2億6,977万4,000円を充当いたしております。

続いて、資料の右側に移りまして、上の表ですね、「II、令和3年度」についてです。令和3年度は、表の左上、No.40の「GIGAスクール推進事業（令和2年度繰越事業）」から、表の右下、No.66の「熊野筆情報発信拠点整備事業」までの27事

業を実施しており、総事業費3億7,955万円、交付金2億8,967万9,000円を充当いたしました。

続いて、その下の表、「Ⅲ、令和4年度」についてです。令和4年度は、表の左上、No.67の「行政ICT推進事業（議会システム・タブレット導入）」から、表の右下、No.88の「疾病予防対策事業費等補助金」までの22事業を実施しており、総事業費、3億7,741万9,000円、交付金3億797万1,000円を充当いたしました。

以上が、令和2年度から令和4年度に実施した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業の状況となっております。

再び、資料1のほうへお戻りください。

「3. 令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業」についてでございます。先ほども申しましたけども、令和5年度は1億3,581万2,000円が国から配分される予定となっております。この交付金を財源といたしまして計上する事業について説明をさせていただきます。

まず、表中、No.1とNo.2の事業につきましては、既に5月臨時会において計上させていただいている事業となっております。No.1の低所得者支援事業（低所得世帯支援枠）は、エネルギー・食料品等物価高騰の影響下において、特に負担感が大きい低所得世帯・住民税非課税世帯の負担軽減を図るため、令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給するもので、事業費7,348万3,000円、交付金充当額を5,405万2,000円としております。

続いて、No.2の低所得者支援事業（推奨事業分）は、エネルギー・食料品等物価高騰の影響下において、特に負担感が大きい低所得世帯・住民税非課税世帯と同様の状況であると認められる家計急変世帯の負担軽減を図るため、対象世帯に対し1世帯当たり3万円を支給するもので、事業費及び交付金充当額を30万2,000円としております。

続いて、No.3からNo.8までの6事業につきましては、6月定例会に補正予算案として計上させていただく事業としております。

No.3の学校給食提供に係る物価高騰対策支援事業は、エネルギー・食料品等物価高騰の影響下において、切れ目なく保護者の負担軽減を図りつつ、通常どおりの栄養バランスや質を保った給食が提供できるよう、給食を提供している事業者へ支援金を交付

するもので、事業費 4 3 9 万 3, 0 0 0 円、交付金充当額を 4 0 3 万 9, 0 0 0 円計上いたします。

続いて、N o . 4 の介護保険サービス事業所に対する原油価格・物価高騰等総合緊急対策支援事業は、原油価格・物価高騰の影響下においても通常どおりの介護保険サービスが提供できるよう、入所・通所サービス事業者へ支援金を交付するもので、事業費 1, 3 7 3 万 4, 0 0 0 円、交付金充当額を 1, 0 3 0 万 1, 0 0 0 円計上いたします。

続いて、N o . 5 の保育施設等における原油価格・物価高騰等対策支援事業は、原油価格・物価高騰の影響下においても通常どおりの施設運営が行えるよう、町内の保育施設等へ支援金を交付するもので、事業費 1, 0 4 9 万 4, 0 0 0 円、交付金充当額を 7 8 7 万 1, 0 0 0 円計上いたします。

続いて、N o . 6 の障害福祉サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰等総合緊急対策支援事業は、原油価格・物価高騰の影響下においても障害福祉サービスが提供できるよう、福祉サービスを提供している事業者へ支援金を交付するもので、事業費 2 7 5 万 8, 0 0 0 円、交付金充当額を 2 0 6 万 9, 0 0 0 円計上いたします。

続いて、N o . 7 の生活交通維持支援事業（路線バス事業者）は、原油価格高騰の影響下における地域の生活交通維持のため、町内を運行する路線バス事業者へ支援金を交付するもので、事業費及び交付金充当額を 3 5 1 万 8, 0 0 0 円計上いたします。

最後に、N o . 8 の熊野町地域経済応援クーポン券事業は、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている住民の生活を支援するとともに、町内の小売店や飲食店における消費を喚起し経済循環を回復させる一助とするため、1世帯当たり 6 0 0 円の割引クーポン券を 1 0 枚発行するもので、事業費 8, 7 0 0 万円、交付金充当額を 5, 3 6 6 万円計上いたします。

以上、8つの事業費の総額は 1 億 9, 5 6 8 万 2, 0 0 0 円、交付金充当額は 1 億 3, 5 8 1 万 2, 0 0 0 円となりまして、現在、本町に配分予定である額を全て充当するようしております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業については以上でございます

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの報告が終わりましたので、この報告について質疑があれば
願います。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 教えてください。3番目ですね、コロナ対策の活用事業で、事業費に対して交付金の充当額というのが左右に書いてあるんですが、ある事業では100%の満額を充当している。そうでないものではその一部を充当している。その境といたしまししょうか、その負担割合、充当割合が違うのはどういう理由からなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 事業費に対して全ての額が交付金充当額になっているところにつきましては、町のほうを持ち出して実施していくという事業になっておりまして、No.4と5、6につきましては、4分の1の県のほうの補助金が入ってますので、その残りの町の負担分を充当する予定としております。

1番の低所得者支援事業の、これ1世帯当たり3万円を支給するものなんですけれども、現在のところ、国のほうから70%の交付限度額が来ておりまして、今後、12月に後の30%が追加交付なされるというふうになっておりますので、ここにつきましては全てが交付金充当額になる見込みでございます。

8番の最後のクーポン券事業、こちらにつきましては8,700万円の事業費のうち5,366万円で3,300万円余り一般財源という形になっておりますが、これは今のところ町の単純なる持ち出し部分というふうな形になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） よろしいですか。ほかにありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 同じく3番の今年度の活用事業なんですけど、原油価格・物価高騰が続いてるんですけども、4番介護保険サービス事業の関係ですが、これは介護保険サービス事業じゃないんですが、町内の養護老人ホーム、これは対象になってないと思うんですが、ちょっとその対象になってないと思うんでその確認と、なってない理由を教えてください。



〇議長（時光） 井原高齢者支援課長。

〇高齢者支援課長（井原） 養護老人ホームについては対象外となっております。令和4年度の交付金を実施した場合も対象外としております。対象外としている理由なんですけれども、介護施設というふうに区切りをさせていただいておりますので、養護老人ホームは施設の対象外というふうに取り扱いをさせていただいております。

以上です。

〇議長（時光） 光本議員。

〇5番（光本） 実は、これ要は制度上は確かにそうなんですけども、同じサービスを、同様のサービスをされてる事業所で、同様のそういう物価高騰・原油価格の影響を非常に受けておる事業所だと思います。ちなみに、広島市のほうではこれを対象に入れて、介護サービス事業所というんじゃなくて、それを含めた社会福祉施設へのそういう原油高・物価高騰対策として対象に入れてしっかり交付をしている状況です。そのほかの市町も養護老人ホームを対象にしているところもネットで調べるとあります。これはぜひとも同じような事業所、同様の事業所なので、養護も入れるというのが妥当だと思うんですが、ちょっとその辺の見解をお願いします。

〇議長（時光） 時光健康福祉部長。

〇健康福祉部長（時光） 一応養護老人ホーム、おっしゃるとおり同じようなことになろうかと思いますが、今のところ、居住するためのものと、サービスというのはそちらのほうで今考えております。ただ、近隣市町の状況、これについてはちょっと研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

〇議長（時光） 光本議員。

○5番（光本） 繰り返しになりますが、ほぼ同様のサービスで、同じような施設、特に町のほうからも国のほうからも交付金の対象というか、財政支援もしておりますので、ぜひともこれを入れるという方向で検討をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 1番と2番が対象になるんですが、住民税非課税世帯の件でございます。あるちょっと雑誌を読みよりましたら、持ち家と社宅で差がありやせんかという考え方があるんですね。熊野の場合は、この低所得者の対象者で持ち家と貸し、自己所有というのは区別がついてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） こちらにつきましては、住民税の課税状況でいっておりますので、そういった居住条件については把握はしておりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 生活の実態は私も把握しておりませんが、借家に住んでいらっしゃる方というのは、毎月、毎月家賃を払ってらっしゃるんですね。持ち家の方は固定資産税を払っていらっしゃると思うんですが、額がかなりの差が出ますよね。ということは、そういう居住費の費用がかかってらっしゃる方となると、また対象者が借家に住んでいらっしゃる方は広がるのではないかという考え方なんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 月々の支払い等を考えると、ローンを組んでらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。そういった面で判断するのではなく、これは国のほうからの方針もありますけど、あくまで住民税の課税状況で判断をさせていただくということにしております。

以上です。

〇議長（時光） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） じゃあそういう方々の実態は把握されてらっしゃらないということのようでございますが、今から高齢者で賃貸住宅に住んでいらっしゃる方の過小な所得というか、こういうのを持ち家では、かなりハンディ、要は結局ローンがなくて持ち家の方と、借家に住んでいらっしゃる方と、かなり負担割合が違って来るように感じますので、今からデジタル化で番号を振ってこれれば、そこらの実態も分かってくるんかも分かりませんが、熊野の中では不平不満はないというふうに考えてよろしいですか、今のところ。

〇議長（時光） 時光部長。

〇健康福祉部長（時光） この給付金に関しましては、そういう御意見は頂いておりません。

以上です。

〇議長（時光） ほかにありませんか。中島議員。

〇6番（中島） ちょっと1点、確認並びにお願いができるかどうか確認をお願いしたいんですけど、クーポン券の関係で、今回が4回目になるのかな。何かクーポン券を使うんですけど、お金の回収、店主さんのほうがね、1か月後でないとお金が入ってこないというのを聞きます。前回も前々回も何件かのお店の方から聞きました。よって、脱会すると、お金が入らないんでね。というのがありますが、多分、銀行関係の難しいところがあるのかもしれませんが、例えば、今日クーポン券を使ったら2週間以内にこちらのほうが出かけていってお金を回収すると。何かそんな仕組みができるのかどうか分からないんですけど、1か月もお金が入るのを待たれんというのは結構聞きます。その仕組みと改善ができるのかどうか、ちょっと検討してもらいたいんですけど、どうなんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 換金の時期なんですけれども、通常、月締めで、翌月の初めにクーポン券のほうを回収をさせていただいて、それから支払いの事務というような形となっております。換金までの時間がちょっと時間がかかるということなんですけれども、そのあたりは委託業者と協議をさせていただいて、なるべく早めに換金するということのような、そういった話をしていこうかとは思いますが、ただ、どうしても枚数がかかなり多いので、そのあたりどのぐらい早まるかというのは、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（中島） おっしゃることはよく分かりますけど、やっぱり画一的にそういったことをやるんじゃなくて、ある程度小売店の店主のほうで、ある程度、例えば今日販売したものは翌月でないとお金が入らないということですよ、極端に言えばね。だから、それを任意で請求できるというふうな仕組みを臨機応変にできるんじゃないかなという気がするんですが。枚数は、全体枚数は多いでしょうけど、1店主から見たらわずかな枚数になると思うので、その辺の対応ができるかどうか、再度検討をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 世良議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（世良） 同じく8番のクーポン券事業なんですけども、私もちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、今回4回目ということなんですけども、中に書いてある町内小売店、飲食店における消費者の喚起をしておりますけども、今までと同じようにやっていただくとほとんどが大型店に流れるんですよ。そのあたりで私、要望なんですけども、今まで飲食等に分かれてましたよね。あのあたりと同じように分けていただいて、小売店にしかちょっと使えないようなクーポン券を何割か混ぜていただくと、非常に私

ら、ちょっと小売店に関係している人、協同組合の理事をやつとるもんなんですけども、助かるんですけども、そういったふうな方向でちょっとできないものか、ちょっと検討していただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 現在のところ、利用率が前回の全店共通のクーポン券ということで、かなり95%を超える利用率がございました。このたびも利用率が高いということで、同じような形で実施をさせていただきたいというふうには思っているんですけども、ちょっとそのあたり、内部で再度検討したいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） この新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金なんですけれども、これ国の方向性ですよね。今回、予算計上、配分されるであろうものは全て使い切って、残高ゼロということで今御説明があったんですが、今後も物価高騰は続くと思いますし、先日、ちょっと印刷代がすごく高騰しているというようなお話も聞きました。また、自治体においては国から策定されるように言われている計画書など、来年度に向けていろいろあると思うんですが、そういった今後出てくるであろうそういったものに関して、地方創生臨時交付金が今後も続くのか、今後これで最後ということがどうなのかという、国の方向性を聞かれているのかどうなのかということをお伺いしたいのですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 国の方向性ということですけども、正直なところ、国のほうからはこうだという方針が示されていないというのが現状でございます。なので、これが最後になるのか、またこれが続くのかというところはちょっと把握できてないということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業については、ただいまの説明を了とし、6月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思います。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

（休憩 9時56分）

（再開 9時57分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、宅地造成等規制法の改正について、執行部から説明を受けたいと思います。

堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） それでは、報告案件の「宅地造成等規制法の改正について」御説明いたします。お手元にお配りをしております、資料2「宅地造成等規制法の改正について」を御覧ください。

まず、項目番号1「要旨」でございます。令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」と言います）」に改正されたことに伴い、改正の概要及び審査事務等の権限移譲について報告させていただきます。

項目番号2「法改正の背景」でございます。令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律に関する規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することを目的に改正されるものでございます。

項目番号3「改正概要」でございます。法改正のポイントとして4点ございます。

まず初めに、1）隙間のない規制でございますが、農地や森林等の土地の用途に関わらず、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定いたします。また、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象といたします。

その下の黒枠で囲っております宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が新たに区域として定められることとなります。本町の規制区域については、項目番号5「規制区域」で御説明いたします。

続きまして、2) 盛土等の安全性の確保でございますが、盛土等を行うエリアの地形等に応じて、災害防止のための必要な許可基準が設定されます。また、許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施いたします。

続いて、3) 責任の所在の明確化でございます。盛土等が行われた土地について、土地の所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化、また、土地所有者等だけではなく、盛土等を行った造成主、工事施工者、過去の所有者に対しても、是正措置等を命令することができます。

続いて、4) 実効性のある罰則の措置でございますが、罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑を3年以下、及び罰金刑を1,000万円以下、法人重科3億円以下に改正され、強化されました。

項目番号4「盛土等規制に関する法令比較表」でございます。上段に改正前、下段に改正後をお示ししております。

比較内容は、宅地造成等規制法、広島県土砂の適正処理に関する条例、関連法令であります森林法について、許認可名、規制区域、土地用途、許可を要する工事、施行日を示させていただきます。

下段の改正後の表を御覧ください。主な改正内容について御説明いたします。

初めに、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されます。許認可名については、法律に基づき「宅地造成及び特定盛土等又は土砂の堆積に関する工事の許可」となります。規制区域については、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の2種類の規制区域が指定されます。土地利用については、農地や山林等が新たに加わることとなります。

許可を要する工事につきましては、規制区域の種別により要件が異なりますが、宅地造成等工事規制区域であれば、上記の4点に加え、⑤崖が生じない盛土で高さが2メートルを超える場合、⑥土石の一時堆積で最大時の堆積の高さが2メートルを超え、かつ300平方メートルを超える場合など、土石の仮置きにおいても許可が必要となります。

なお、この法律は令和5年5月26日に施行されております。

続きまして、中段の広島県土砂の適正処理に関する条例でございますが、災害防止を目的とする規制について盛土規制法に一本化されることに伴い、土砂埋立開発許可に関する条項が廃止される予定でございます。

なお、施行日は、県条例による盛土規制法に関する規制区域の告示日となります。

続いて、右欄の関係法令の森林法につきましては、近年の太陽光発電所の整備が各所で進んでいることから、許可を要する工事について、上記の2点に加えて、③太陽光発電設備を設置する開発で面積0.5ヘクタールを超える場合が新たに追加されました。

なお、この法律は、令和5年4月1日に施行されております。

次に、項目番号5「規制区域」でございます。盛土規制法による規制区域の指定は、県が条例により指定をいたします。本町におきましては、本町全域で宅地造成等工事規制区域に指定される予定でございます。

なお、盛土規制法の施行に伴いまして、関連する県条例の制定及び改正につきましては、6月県議会において条例案が提出され、盛土規制法による規制区域の告示日、令和5年9月末から施行される予定となっております。

最後に、項目番号6「権限移譲」でございます。市町が許可等の事務移譲を受けることで、危険な盛土等の把握や対応の初動が迅速化する、住民にとって窓口が身近になることで、住民監視による危険な盛土等に対する抑制効果が期待できることから、1ヘクタール未満の許可審査、中間・完了検査、監督処分等の事務が、盛土規制法による規制区域の告示日、9月末から権限移譲されます。このため、当該許可等に要する手数料を受領するため、6月定例会において、熊野町手数料条例の一部改正案の議案を提出させていただきますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

説明については以上となります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれば  
お願いします。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） これは今からの説明だったんですけども、先日、広島県が発表してお
られました熊野町内の既に大規模盛土造成されているところのマップですよ。それを
確認しましたら、谷埋め型がほとんどで、腹付け型というのが新宮苑団地だけになって

たんですけれども、そこについての危険度というのは把握していらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） これについては県のほうで調査を今かけているところなんですけれども、おおむね直ちに危険であるというところは報告はいただいておりますので、そこはないものと思っておりますが、今後はずっと見守っていく必要があるかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） じゃあ県から危険であるよとか、いろいろ情報提供があった場合に、住民さんのほうに説明をするというようなことも考えていらっしゃるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） そういった対象になってくれば、当然ながら地元に対しても、先ほど説明もさせていただきましたが、地権者であったりといったところにもいろいろ及んでいきますので、そのあたりの説明をさせていただく必要が出てくるかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） いろいろややこしいジャンルの業務でございますが、一応このあたりは災害のときに非常に弱い地形でございます。皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、5年前、町民グラウンドでもあれだけの土砂がありました。あれは結局どこに行ったんでしょうか。結局、それがどこかに運ばれて不法投棄されたか云々という、循環しよんではないかなと。町民グラウンドにあった土砂はどちらに始末されましたか。

~~~~~  
○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~  
○建設農林部長（堂森） これは県のほうの指定されたところの処分施設のほうへ持ち込んでおります。
以上です。

~~~~~  
○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~  
○12番（荒瀧） そういう場所は県内に何か所ぐらいあるんですか。

~~~~~  
○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~  
○建設農林部長（堂森） すみません、具体的な数値は承知しておりませんが、県のほうでまとめられたものについては、県のほうに一旦うちのほうが排出したというところで、それ以上の把握はしておりませんが、直接持っていったところについては苗代と、ちょっと詳細は覚えていませんが、2か所程度、直接許可を取っている処分場へ搬出した経緯がございます。
以上です。

~~~~~  
○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~  
○12番（荒瀧） 結局、そのあたりではトータルにやっぱり把握しないと。例えば、焼却炉の灰なんかのときには五日市に埋立地を造られて、そこへどんどん埋めていかれたんですね。これから、今後こういう災害が増えるとなると、県にもそういう埋立事業と合致したもっと大きな視点でこの土砂の扱いは見る必要があるのではないかなと。県に、下から上に申し上げるチャンスがないのかどうか分かりませんが、その帳尻合わせだけしよっても、また大きな災害が来たときには結局行き場がなくなります。復興しようと思うと、それを除去しないと復興しませんから、そういう意味では、真砂土の多いこの周辺の地域は、水害と併せて地震も来ますので、もっと大きな目で見ることがあるか

と思いますので、そのあたりを頭に入れていただいて、県にも埋申もどんどん進められて、県の土地を広げる発想も必要なのかなと思っておりませんが、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 町が一部権限移譲ということのようですが、これは定期的に発生するものじゃないと思うんですが、職員の負担増はどのように見込んでおりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 職員の負担増という御質問でございますけども、確かに技術的な要素を持った権限移譲ということで、大変だとは考えております。少ない職員の中でやっていく必要があるかと思っておりますけども、将来にわたって技術者の確保であったり、県からのアドバイスなり助言とか、いろいろサポートを受けながら実施していきたいというように考えております。職員の当然ながら技術力の向上という部分も、当然ながら含めて考えていきたいとは考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 大変な事務だと思っておりますが、よろしくお願ひします。

権限移譲の事務交付金も出ると思うんですが、その額などは分かりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） その具体的なものは今まだ提示いただいておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) それでは、質問がないようですので、この辺でまとめたいと思います。

宅地造成等規制法の改正については、町民の生命及び財産の保護を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するためにも事務を着実に遂行していただくよう要望し、まとめたいと思います。

以上で、執行部からの報告は終わりましたので、執行部の皆様、ありがとうございました。

退室のため、暫時休憩いたします。25分までちょっと休憩を取ります。よろしくお願ひします。

(休憩 10時12分)

(再開 10時25分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

私のほうから一つ御提案があるんですけど、急なことで町長が入院ということで、いつ復帰するかということも、一応病院のほうは2週間なんですけど、その後のリハビリも含めてちょっと当面分からないところがありますので、6月の定例議会において、一般質問ですね。6名の方から出されておりますけど、取下げを含めて、皆さんでちょっと協議していただきたいと思います。

まず、皆様の御意見を聞きたいんですが、議運の委員長である片川議員、どのように思われるか、ちょっとお願いします。片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(片川) 考え方によっちゃ、そのために副町長がおられるんですから、それはしたいと言われる方がおられりゃ、させてあげるのも一つの手かも分らんですね。まあ、今日に、明日に、町長がどうなられるか分らんというような状態じゃないですから。

もう1点、町民のためにぜひこのたびしとかにゃいけんのじゃという方がおられりゃ、その意見も尊重すべきじゃろうと思います。そうでない限りは、9月に延ばしてもええんじゃないかなというように気がしておりますが、皆さん、どう思われてかですよ。質問される方の町民代表としての権利というものは一応重んじてあげにゃいけんのじゃないかなというところです。一応副町長いうのがおられるわけですから、そこも念頭に置いて、皆さんの意見をお伺いになってください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 一応一般質問を出されている方々ということで、1番に出されている中島議員、どのように思われますか。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 私の場合は、たまたま案件が9月でも何とかできるかなという案件があるので、全てじゃないですけど。その中の一部はやむを得ないかなという意識になります。残った案件は9月に持ち越しができるものならそうしていこうかなということで、了解いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 3番、水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 僕も取り下げても大丈夫なような案件じゃったんで、G7に絡めてちょっと言いたいところがあったかのうというところがあったんですが、9月でも一応大丈夫で。急なことでしたんで、執行部を含め、ちょっと大変じゃろうと思いますので、今回は取り下げて大丈夫です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 8番、竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（竹爪） 私も9月でよろしいと思ってます。緊急性はありませんので、9月にさせていただきたいと思ってます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 私も緊急性がないことはないんですが、それはもう担当課のほうにお話をし、早急に対応していただくことにして、9月のほうで一般質問をさせていただいていいです。大丈夫です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 続いて、片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） わしはいいですよ。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○12番（荒瀧） 私の一般質問に対する考え方ですが、個人の代表の一人としての質問だけでなく、議員全体の共通認識を持つためにあるものなんですね。特に、新人の方々は、こういう問題はどうかあるのかということもこういう機会に分かるチャンスになるわけです。議決権と発議権と質問権という議員の大変大きな権利でございますので、重たく皆さん受け止めるべきだろうというのが前提にありまして、私も総務委員会は当然あると思いますので、その場で申し述べながら、私の質問も今後のまちづくりの大きな礎になる事業でございますので、盤石で計画を立てていただくように進めてお願いしたいと思っております。だから、いいですよ、今回、なくても大丈夫です。

○議長（時光） 一般質問を出しておられないほかの議員の方々、何か御意見がありますか。

何もないようですので、6月定例会に関しては、全員一致ということで、質問を出しておられる方は取り下げていただくということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） では、そのようにさせていただきます。

1日で済むかどうか分かりませんが、しっかり皆さん協議していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

中島議員。

○6番（中島） 今回が初めてですよ。

○議長（時光） 過去、平本町長のときにあったと思うんですが、これはある程度準備をしてそこに臨んだということがあったんですが、今回はとにかくおとついでのことですので、急遽なことなんで、今後、また状況によっては副町長に対応していただくということで、一般質問をさせて。

○10番（片川） 生身じゃけ、誰がいつどうなるか分からん。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） そうですね。質問するほうもそうですし。

ほかに何かありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

（閉会 10時32分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長